二　適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容
［号を削る。］
三・四　［略］
2　［略］
（一号特定技能外国人支援計画の基準）
第四条　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により登録支援機関に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた登録支援機関において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。
二　［略］
三　前条第一項第一号イ、ニ、ト、ヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）及びルに掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
四　一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。
五　一号特定技能外国人支援のうち前条第一項第一号ヌに掲げる事項に係るものの実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託していること。
六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容
三　一号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容
四・五　［同上］
2　［同上］
（一号特定技能外国人支援計画の基準）
第四条　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。
二　［同上］
三　前条第一項第一号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
四　一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。
［号を加える。］
五　［同上］

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条　改正法附則第三条に規定する申請をする場合における申請書の様式は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）別記第六号の三様式の例によるものとする。
2　前項の申請をする場合における出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二の規定により提出すべき資料については、新規則別表第三の例によるものとする。
第三条　新規則第十九条の二十一第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とする。
第四条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請（入管法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあっては、令和九年七月三十一日までに登録の期間が満了するものに限る。）については、なお従前の例による。
2　施行日前に受けた入管法第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた入管法第十九の二十四第一項の規定による登録の申請に係る入管法第十九条の二十三第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）については、当該登録の期間の満了の日までは、なお従前の例による。